

○我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例

昭和40年 3月27日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定により、消防本部及び消防署の設置に関し必要な事項を定める。

(消防本部の設置、位置及び名称)

第2条 本市に、消防本部を設置する。

2 前項の消防本部の位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 我孫子市我孫子1847番地の6

名称 我孫子市消防本部

(消防署の設置、名称、位置及び管轄区域)

第3条 本市に消防署を設置する。

2 前項の消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
我孫子市東消防署	我孫子市布佐1114番地の3	都部新田、都部、都部村新田、下ヶ戸の一部、岡発戸の一部、岡発戸新田の一部、湖北台1丁目～湖北台10丁目、中里、中里新田、中峠村下、中峠、中峠台、古戸、日秀、新木、南新木1丁目～南新木4丁目、日秀新田、新木村下、新木野1丁目～新木野4丁目、江蔵地、布佐、布佐1丁目、布佐西町、都、布佐平和台1丁目～布佐平和台7丁目、新々田、相島、相島新田、布佐下新田、三河屋新田、浅間前、浅間前新田、大作新田、下

		沼田、中沼田、上沼田
我孫子市 西消防署	我孫子市我孫子1847番地の6	布施、布施下、弁天下、久寺家、久寺家1丁目、久寺家2丁目、根戸、根戸新田、つくし野、つくし野1丁目～つくし野7丁目、台田1丁目～台田4丁目、船戸1丁目～船戸3丁目、呼塚新田、白山1丁目～白山3丁目、我孫子新田、緑1丁目、緑2丁目、本町1丁目～本町3丁目、寿1丁目、寿2丁目、栄、我孫子、我孫子1丁目～我孫子4丁目、並木5丁目～並木9丁目、泉、若松、高野山、高野山新田、岡発戸の一部、岡発戸新田の一部、東我孫子1丁目、東我孫子2丁目、下ヶ戸の一部、天王台1丁目～天王台6丁目、柴崎、柴崎台1丁目～柴崎台5丁目、青山台1丁目～青山台4丁目、青山、南青山、北新田、日の出

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月27日条例第7号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月25日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市役所支所設置条例、第2条の規定による改正後の我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例及び第3条（別表中「中峠」の次に「、中峠台」を加える部分に限る。）の規定による改正後の我孫子市水道事業の設置等に関する

る条例の規定は、平成5年6月2日から適用する。

附 則（平成10年6月25日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例及び第2条の規定による改正後の我孫子市水道事業の設置等に関する条例の規定は、平成10年6月10日から適用する。

附 則（平成22年3月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。